

A photograph of Shinzo Abe, the Prime Minister of Japan, speaking at a podium. He is wearing a blue suit, a white shirt, and a blue patterned tie. He is gesturing with his right hand. The background is a plain, light-colored wall. The image is framed by a dark blue border at the top and bottom.

アベノミクス 改革の断行

日本経済の再活性化に向けて

2016年4月

I. 日本経済の回復

これまでの三本の矢の取組により、15年以上続いたデフレ状況ではなくなり、デフレ脱却に向け着実に前進

GDP成長率



更なるプラスの材料

- 原油安
- 賃上げ など

2015年のGDPの伸び率*:

名目GDP +2.4%
実質GDP +0.8%

*2014年10-12月期から
2015年10-12月期へのGDPの変化率

I. 日本経済の回復

企業業績は顕著に改善

- 企業の経常利益は2013年以降、顕著に改善し、過去最高
 - 2012年度 48.5兆円
 - 2013年度 59.6兆円
 - 2014年度 64.6兆円
- 企業の業況判断は改善
 - 2012年12月 ▲9ポイント
 - 2015年12月 +9ポイント
- 2015年の倒産件数（8,812件）は2年連続で1万件を下回り、25年ぶりの低水準
- 原油価格は2014年6月から2015年12月までに50%以上下落
 - 名目企業所得と名目雇用者報酬がそれぞれ2~3兆円増の試算



I. 日本経済の回復

企業の回復が雇用情勢の改善を後押し

- 就業者数は2012年10-12月期と比べて110万人以上の増加
- 2016年2月の有効求人倍率は1.28倍（24年ぶりの高水準）
- 2016年2月の完全失業率は3.3%
- 2015年の賃上げ率は昨年を上回る伸び（17年ぶりの高水準）



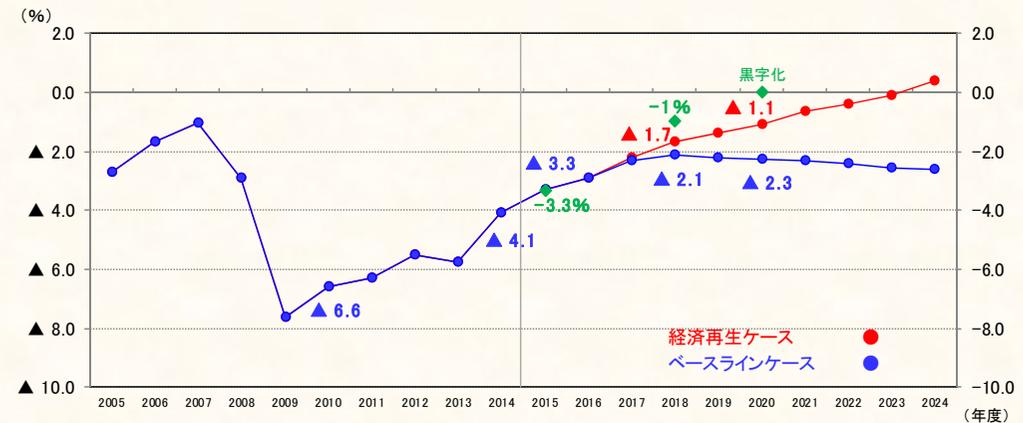
II. 財政健全化も着実に前進

税収増が見込まれ、国債依存度は低下しつつある

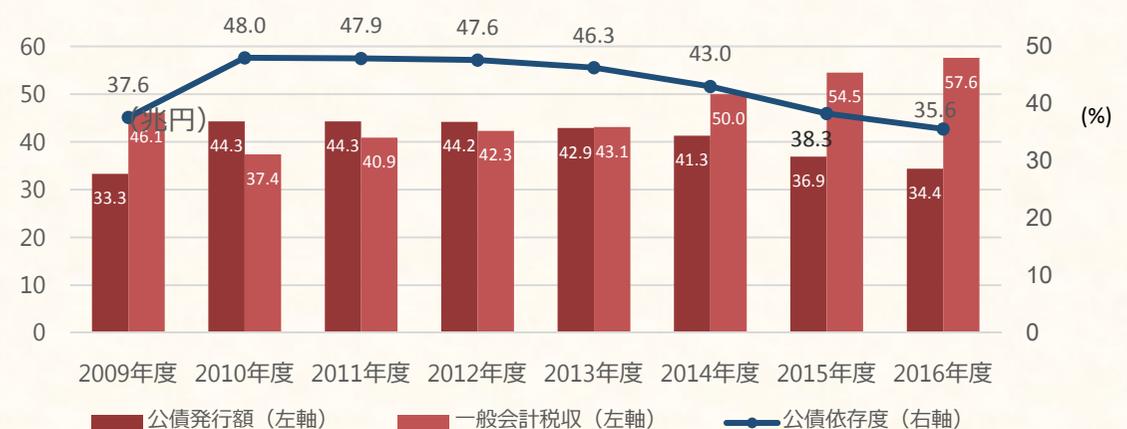
- 基礎的財政収支（PB）対GDP比は2015年度のPB赤字対GDP比半減目標（▲3.3%）を達成する見込み。2016年度は▲2.9%へと縮小する見込み。2020年度までのPB黒字達成に向けて前進

- 2015年6月に、財政健全化の方向性を示す「骨太方針2015」をとりまとめ。2018年度のPB赤字の対GDP比▲1%程度等を目安
- 消費税率の8%から10%への引上げを2017年4月実施予定

国・地方の基礎的財政収支（対GDP比）



税収と公債発行額の推移



(出典等) 上グラフは内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2016年1月)より。復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース、下グラフは財務省HPより作成。当初予算ベース。

アベノミクス第2ステージ～強い経済（GDP600兆円）の実現に向けて～

「稼ぐ力」の確立



- コーポレートガバナンス強化
- 成長志向の法人税改革
- イノベーション（ベンチャーエコシステム構築等）
- TPPの成果を最大限活用

未来への投資・生産性革命



- 新たな官民対話の場
- IoT、ビッグデータ、AI等の産業化、徹底したICT利活用
- エネルギー効率の向上
- サービス産業の生産性向上
- 個人の潜在力の磨き上げ（職業教育・学び直しの提供）

女性・若者・高齢者等の活躍促進



- 就業希望者655万人、就業時間を増やしたい希望者295万人の計950万人の労働参加促進
- 女性・若者・高齢者・外国人材の活用
- 働き方改革（長時間労働是正）

岩盤規制改革等



- 農林水産業の改革
- 医療・ヘルスケア産業の改革
- エネルギー産業の改革
- 労働市場改革
- 国家戦略特区の推進

賃金・最低賃金の引上げ等



- 更なる賃上げ
- 最低賃金を年率3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均1000円へ
- 低年金受給者への支援

ローカル・アベノミクスの推進



- 地域創生
- 観光産業の基幹産業化
- 攻めの農業
- サービス産業の生産性向上（再掲）



⇒民間投資拡大等により経済の好循環を加速させるとともに、財政健全化を着実に実施
従来の「三本の矢」を束ねて一層強化した「強い経済」の実現とともに「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の施策を強力に推し進め、安心できる社会基盤を築くことにより、「成長と分配の好循環」を構築

III. 未来への投資・生産性革命①

「第4次産業革命」（IoT、ビッグデータ、人工知能時代）の到来に伴う社会変革への対応をも見据え、過去最高の企業収益を、設備、技術、人材への投資へ。

未来投資に向けた官民対話（2015年10月から議論を開始）

民間投資の目指すべき方向性とそのために政府が行うべき制度整備の課題を官民で共有。

GDP600兆円の実現に向けて、先進技術の産業化を、毎回、総理が即断即決、具体的な検討を指示。

IoT・ビッグデータ・人工知能分野

日本が強みを有するモノづくりの現場で、IoT技術の先進的な事例が相次ぎ実現へ。

- コマツは、顧客の建設機械製品を遠隔監視し、生産性向上の助言や部品交換時期の通知を行う。また、自社工場の全生産設備のみならず、主要なサプライヤーまでも無線でネットワーク化し、稼働状況をリアルタイムで把握する体制を整備中。
- クボタ、ヤンマーは、農業用の自動運転トラクターを開発。GPSと農地データを組み合わせ、農地を耕し、肥料・農薬の散布まで自動化。また、作業状況や土壌の状況のIT管理サービスも開始。

官民対話では、IoT技術の社会実装をさらに進める観点から、制度改革・整備を加速。

総理指示の内容（2015年11月5日）

1. 2020年に東京オリンピック・パラリンピックでの無人自動走行※、高速道路での自動運転を実現するため2017年までに制度・インフラを整備。
※道路交通に関する条約に係る国際的な議論も踏まえたシステム
2. 早ければ3年以内にドローンによる荷物配送を実現。本年夏までに制度整備の対応方針を策定。
3. ドローン・建設機械の、より遠隔での操作・データ交換を可能に。本年夏までに制度整備。
4. 3年以内に人工知能を活用した医療診断支援システムを現場で活用できるよう、この春までに医療診断ソフトウェアの審査指針を公表。

III. 未来への投資・生産性革命②

未来投資に向けた官民対話

エネルギー分野

日本の製造業のエネルギー消費原単位（生産1単位当たりの最終エネルギー消費量）は、1973年度に比べて2012年度は43%改善し、世界最高水準のエネルギー効率を達成。



今後、エネルギーシステム改革の実行、エネルギーミックスの実現を通じ、エネルギー投資を拡大するとともに、エネルギー効率を、さらに向上させ経済成長とCO2排出抑制の同時達成を目指す。

総理指示の内容（2015年11月26日）

1. 省エネトップランナー制度を製造業のみならず、2015年度中に流通・サービス業へ拡大、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割をカバー。さらなるエネルギー効率の向上、省エネ投資を目指す。
2. 2020年までに、ハウスメーカー等の新築戸建の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに。省エネ・リフォームを倍増。
3. 2017年までに、ネガワット取引市場を創設。2016年度中に取引ルールを策定、エネルギー機器を遠隔制御する通信規格を整備。

III. 未来への投資・生産性革命③

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、成長戦略を加速する 6つの具体的な官民プロジェクトを同時並行的に展開

実施場所とプレイヤーを決め、必要な制度改革・ルール整備を行い、
2020年までに仕上げたショーケース化。投資を牽引する起爆剤に

- プロジェクト1： 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用
- プロジェクト2： 再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素を活用した水素社会モデル実現
再生可能エネルギーと蓄電池等、デマンドリスポンス等を統合的に活用
する革新的エネルギーマネジメントシステムの実現
- プロジェクト3： 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現
- プロジェクト4： 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開
- プロジェクト5： 観光立国のショーケース化
- プロジェクト6： 対日直接投資拡大・ビジネス環境の改善・向上

III. 未来への投資・生産性革命④

**IoT、ビッグデータ、人工知能時代の到来に伴う社会変革への対応の前提として、徹底したICT利活用社会を実現
ICT分野及びヘルスケア分野を成長産業に**

ICT利活用の徹底

- 政府機関、民間企業のサイバーセキュリティ対策の強化
- マイナンバー制度の利活用範囲の拡大（預貯金、特定健診等に加え、戸籍、旅券、証券にまで拡大）
- 個人番号カードの利活用促進（健康保険証としての利用、クレジットカードとの統合）
- シェアリングエコノミー、小型無人機等、新市場創造・活性化のための市場環境整備
- 安全・安心な情報の流通を担う代理機関（仮称）の創設
- 医療・介護等分野でのICT化の推進

医療・介護等分野でのICT化

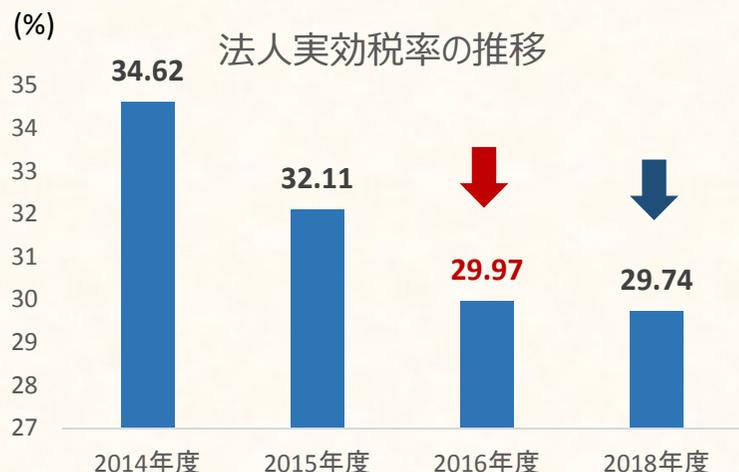
1. 医療等分野での番号制導入、医療保険のオンライン資格確認
2. 地域医療情報連携ネットワークの全国普及、2020年度までに大規模病院の電子カルテ普及率を90%に
3. 「代理機関（仮称）」を通じた個人の医療健康情報を活用して、R&Dや新たなヘルスケア産業を創造

III. 未来への投資・生産性革命（企業収益力の強化）⑤

企業の投資を税制面でも後押し

法人実効税率の引き下げ

「数年以内に法人実効税率を20%台に引き下げる」との決定（骨太方針2014）を実現



中小企業の設備投資の促進

中小企業が2018年度末までに生産性を向上させる設備投資を行った場合、固定資産税を3年間半減。

榊原経団連会長発言

「政府による環境整備の後押しと企業自身の積極的な取組を合わせることで、2018年度にはリーマンショック前を上回る設備投資80兆円の実現が可能と見通している」

（「未来投資に向けた官民対話(第3回)」2015年11月26日）

企業の攻めの経営を促すためコーポレートガバナンスの強化

日本版スチュワードシップ・コードの策定

- 2014年2月以来、201の機関投資家が受入れ

日本生命はROE5%を求める新しい議決権行使基準を採用。ROE5%未満の約90社（保有時価合計1兆円）を重点対話企業に

コーポレートガバナンス・コード

- 2015年6月1日より2,000社超の企業に適用

金融機関のコーポレートガバナンスの強化

- 政策保有株式の縮減等の着実な進展

2014年度、主要企業の6割が持ち合い株を削減。3メガバンクは持ち合い株式削減の数値目標を発表

攻めのコーポレートガバナンスの強化

- 会社法の解釈指針の策定（取締役会の監督機能強化）
- 損金算入される利益連動給与の対象指標の明確化。2016年度から一定の株式報酬の損金算入も可能に

企業情報の統合的開示

- 投資家に分かりやすい情報開示（重複排除、四半期開示の一本化等について検討）

株主総会プロセスの見直し

- 株主に対する情報提供の迅速化（株主総会の招集通知添付書類提供の原則電子化を検討）

IV. 賃上げ・最低賃金の引上げ・人材投資

賃上げ・人材への投資を促す

2016年度に向けた賃上げの要請

- 2015年11月5日、官民対話において、総理から経済界に、三巡目の賃上げを要請
- 2015年11月26日、官民対話において、経団連会長より、「収益が拡大した企業に対し、2015年を上回る賃上げの検討を呼びかける」旨回答
- 経団連は、2016年の経営労働政策特別委員会報告を2016年1月19日に発表し、その中で、「収益が拡大した企業は2015年を上回る年収ベースの賃金引き上げの検討が望まれる」と明記

最低賃金の引上げ

- 2020年頃に向けてGDP600兆円を実現していく中で、年率3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均で1,000円を目指す
(2012年749円→2013年764円→2014年780円→2015年798円)

人材への投資

職業教育と学び直しの機会の提供

- 社会の変革に伴い、企業の新陳代謝・事業転換スピードも加速化。働き手も変革に先回りして能力・スキルを鍛え直す仕組みを構築

1. 労働者のキャリア形成の節目において、定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会の設定（セルフ・キャリアドック）への支援
2. 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化、教育訓練受講の支援
3. 教育訓練休暇制度の普及

- 企業規模に関わりなく主体的な能力開発を促し、若者のキャリアアップや技能継承等を後押しする観点から、これら訓練を実施する企業への助成金の対象を中小企業より大きい企業にも拡充

V. イノベーションの促進

イノベーション・ベンチャー創造の好循環の実現を目指す

イノベーションの好循環の実現

- 技術シーズの迅速な事業化の取組（公的研究機関の橋渡し機能の強化）を実行中
- 今後、技術シーズ創出を担う大学を抜本的に改革し、競争力を強化

国立大学経営力戦略

1. 大胆な改革を実施し成果を上げる大学を重点支援（大学間競争を活性化）
2. 世界最高水準の教育研究機能を有する「指定国立大学」制度を創設（日本版スタンフォード大学を目指す）
3. 文理融合分野等で、複数の大学、研究機関、企業等の連携により、新たな卓越大学院制度を創設

ベンチャー創造の好循環の実現

- 指定国立大学をベンチャー創出のための国際的拠点に
- 日本を米・西海岸シリコンバレーのベンチャーエコシステムに直結

1. 指定国立大学等で、国内外の優れた創業人材、創業支援人材を呼び込み
2. 日本のベンチャー企業を、2016年度以降5年間で約200社、シリコンバレーに派遣支援。また、2015年秋に、起業家・ベンチャー支援人材等を20名、シリコンバレーに派遣（アクセラレータ、現地企業等とのマッチングを実施）

VI. 労働市場改革（女性・若者・高齢者等の活躍促進）

潜在的な就業希望者950万人（就業希望者655万人、就業時間を増やしたい者295万人）の労働参加の促進、外国人の受け入れ促進

A. 多様で柔軟な働き方

- フレックスタイム制の清算期間の上限を1カ月から3カ月に延長¹
- 裁量労働制の対象業務を拡大²
- 時間ではなく成果で評価される勤務制度「高度プロフェッショナル制度」を創設³
- 長時間労働是正に向けた企業の取組を促進⁴
- 予見可能性の高い紛争解決システムの検討

B. 女性の活躍推進

- 2017年度末までの保育の受け皿整備を40万人から50万人分に上積みして、整備加速
- 育児休業給付を、休業開始後6カ月間について50%から67%に引き上げ⁵
- 2020年までに指導的地位に占める女性の割合30%を目標
- 女性活躍推進法に基づき、企業は女性の参画・昇進のための行動計画を策定・公表、女性の活躍に関して情報を公表⁶
- 長時間労働是正に向けた企業の取組を促進⁴
- 年次有価証券報告書への役員の女性比率の記載を企業に義務づけ⁷

C. 外国人材の受け入れ促進

- 高度人材の認定要件を緩和し、在留期間無期限の新しい在留資格を導入⁸
- 現行の技能実習制度を見直し、対象職種を追加、受入れ人数枠を拡大、実習期間を延長⁹
- 製造業における日本企業の海外子会社に勤務する外国人従業員の受け入れを可能に
- 介護分野での国家資格を有する外国人の就労を可能に¹⁰
- 国家戦略特区を活用し、外国人の起業を促進、家事支援人材を受け入れ¹¹
- 外国人IT人材受け入れを3万人から6万人に倍増（2020年まで）
- 中長期的な外国人材受け入れの在り方を検討

女性活躍の例

- 3年弱で女性の就業者数は2012年10月-12月期と比べて、105万人増加
- 民間部門の管理職に占める女性の比率 2012年 6.9% → 2014年 8.3%
- 上場企業は少なくとも1人の女性取締役を任命することを約束
- 政府における女性幹部職員*が増加: *本省審議官（部長）級以上

2013年夏 16名 → 2014年夏 23名 → 2015年夏 30名

(注) 1.-4. 2015年通常国会に法案提出 5. 2014年4月法律施行 6. 2015年9月法律施行 7. 2015年3月府令施行 8. 2015年4月法律施行
9.10. 2015年通常国会に法案提出 11. 2015年9月法律施行

VII. ローカル・アベノミクスの推進

地域の主役であるサービス産業の活性化・生産性の向上を目指す／
観光産業を地域経済を牽引する基幹産業に

サービス産業の活性化・生産性を向上

サービス産業はGDPの7割を占める

1. 製造業の「カイゼン活動」やIT利活用等のサービス業への導入を業種*ごとに推進

* 小売業・飲食業・宿泊業・介護・道路貨物運送業

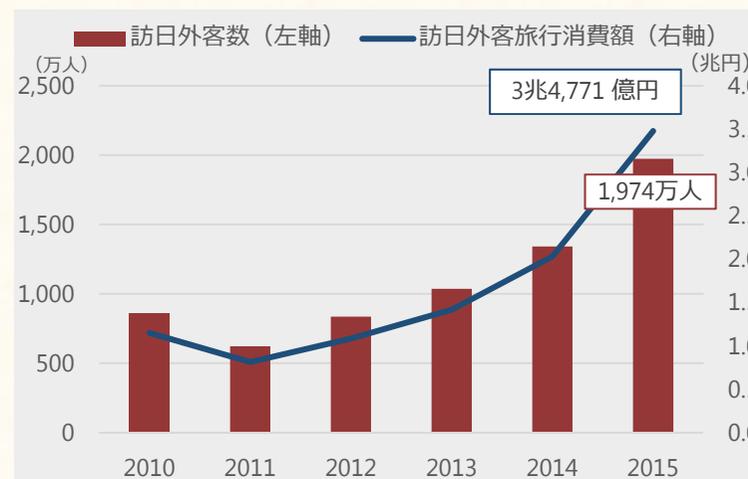
2. 地域金融機関、中小企業団体等による経営支援・コンサルの強化

観光産業の基幹産業化

- 日本版DMO※の確立とその観光振興の取組への支援

※ Destination Management/Marketing Organization

- 2000万人が訪れる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す。
- 訪日外国人旅行者「2000万人時代」に向けた交通機関・宿泊施設等の供給確保、多言語対応等の受入環境整備





VIII. 岩盤規制改革

1. 農業改革

60年ぶりの大幅な構造改革と規制緩和

地域の基幹産業への道を開く

- 地域農協の自立と創意工夫による経営を促進する農協制度改革¹
- 農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件を緩和²
- 米の生産調整の見直し

農地の集積・集約化と農地利用の最適化

- 農地中間管理機構の創設・機能強化
※2016年4月から2年間、農地中間管理機構に10年以上農地を貸し出す場合、固定資産税等を3年間半減（15年以上なら5年間）。
 ※2017年度から、一定の遊休農地について固定資産税を1.8倍に。
- 農業委員会制度の抜本的改革³

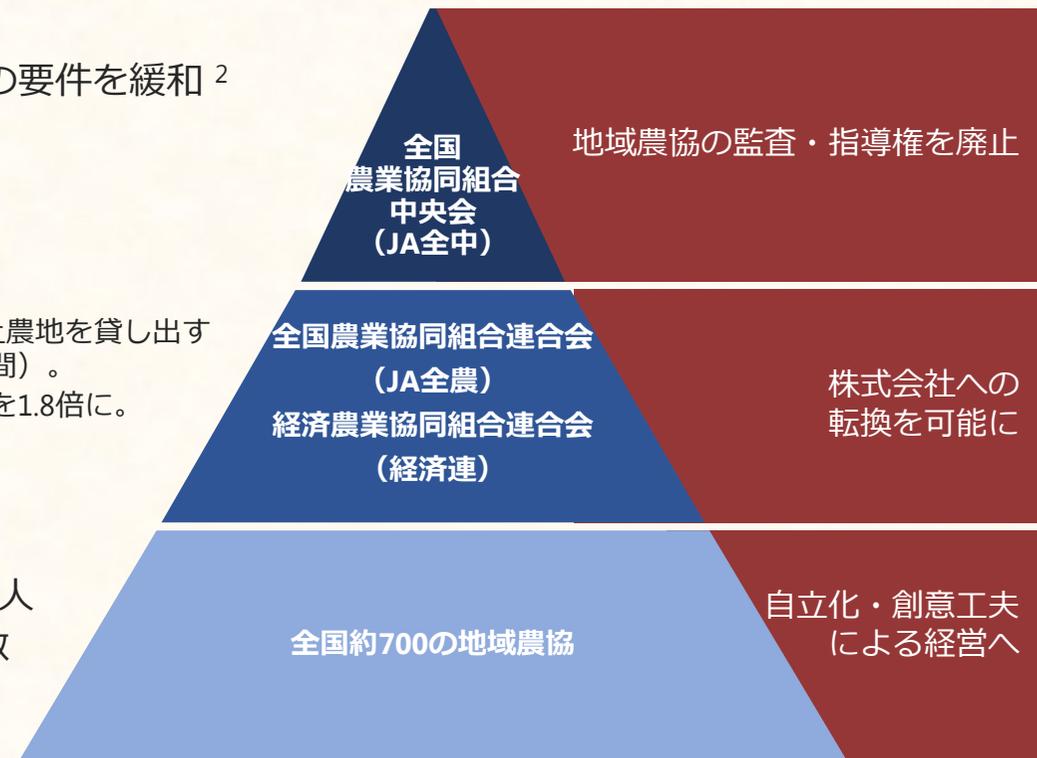
40代以下の若手新規就農者数が増加

→ 平成26年の49歳以下の新規就農者は2.2万人（平成19年以降最多）で、全新規就農者数5.8万人の約4割

品目別輸出団体の整備による輸出促進

→ 2015年の農林水産物・食品の輸出額7,452億円は前年に続き過去最高を更新（前年比21.8%増）

農業者・地域農協が主役となる構造へ



(注) 1. ~ 3. 2015年8月法律成立

VIII. 岩盤規制改革

2. 医療制度改革



健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

再生医療の実用化の促進¹

- 細胞の培養・加工の外部委託を可能に
- 製品の承認を迅速化し実用化までの期間を世界で最も速くできるように

保険診療と保険外診療を併用できる新たな仕組みの創設²

- 患者の申し出に応じ、身近な医療機関で迅速に先進的な医療を受けられるように

新設の医療法人制度を通じて事業連携を促進³

- 複数の医療法人等の一体的な経営を可能にし、効率的で質の高い医療・介護サービスを提供

最近の事例

- 日テルモが2015年9月に重症心不全を対象とした再生医療等製品（心筋シート）の製造販売承認を取得。また大阪大学はiPS細胞由来の心筋シートの臨床試験を2016年度から実施予定
- 理研らが2014年9月に加齢黄斑変性に対するiPS細胞由来の網膜移植手術に世界で初めて成功
- 日ニコンがスイスのロンザ（再生医療向け細胞生産）と提携し、再生医療市場に参入を公表（2015年5月）
- イスラエルのプルリステム（細胞培養）が重症虚血肢を対象とした再生医療製品で日本に参入し治験実施へ（2015年12月）
- 創薬ベンチャーの米サンバイオ（再生細胞医薬品開発・販売）が、親会社をカリフォルニア州から東京に移転（2014年1月）

(注) 1. 2014年11月法律施行 2. 2015年5月法律成立 3. 2015年9月法律成立

VIII. 岩盤規制改革

3. エネルギー市場の改革



60年ぶりの抜本的な電力・ガスシステム改革

電力システム改革

- 「電力広域的運営推進機関」を創設（2015年4月）し、電源の広域的な活用に必要な送電網の整備を推進
- 小売市場の全面自由化（2016年4月）を見据え、地域・業種を越えた小売参入も活発化
- 送配電部門を法的に分離（2020年4月）¹

今後の流れ

- a. 電力小売部門への参入全面自由化（2016年4月）
- b. 送配電部門の法的分離（2020年4月）と小売価格の規制の撤廃（2020年4月以降）

ガスシステム改革²

- ガス小売市場を全面自由化（2017年4月）
- ガス大手3社の導管部門を法的に分離（2022年4月）

最近の事例

- 電力小売全面自由化後に小売を行う事業者の登録数
 - 申請受付開始から7か月で約200件に
- 新規参入や既存電力会社による地域、業種を越えた連携が進展
 - 東京電力と中部電力が包括的アライアンスを実施する合併会社（株式会社JERA）を設立（2015年4月）
 - 日立製作所とスイスABBが送電分野での合併会社を設立（2015年10月）
 - 東北電力と東京ガスは、関東圏における電力小売事業を行うため、共同出資による新たな電力小売事業会社を設立（2015年10月）
- 東京電力と米国オーパワー社はインターネットを活用した家庭向け省エネアドバイスサービスを提供（2014年7月）

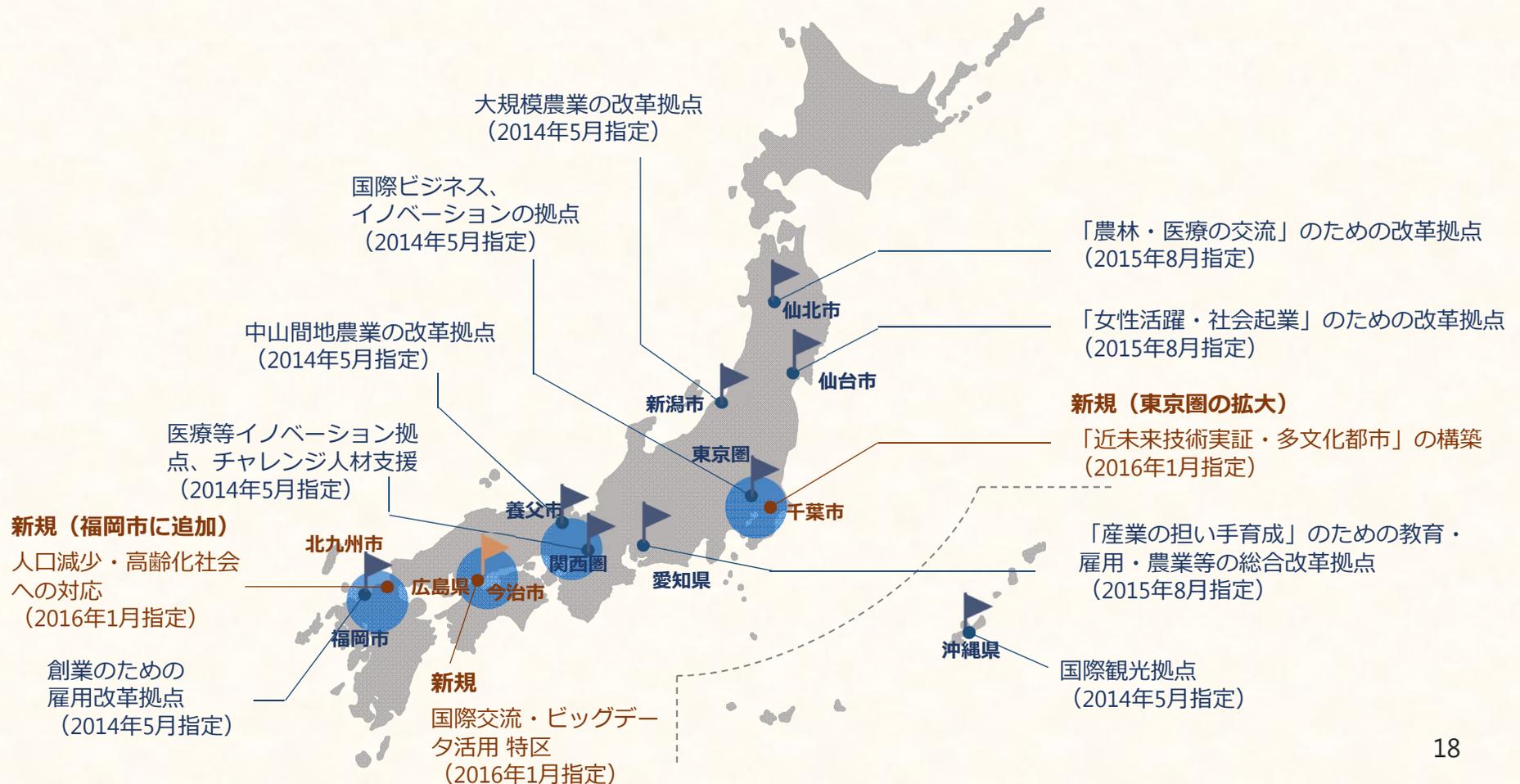
(注) 1. 2. 2015年6月法律成立

VIII. 岩盤規制改革

4. 国家戦略特区における試験的取り組み



以下の国家戦略特区（10区域）において、
岩盤規制全般について突破口を開くためのさまざまな改革を実行中



IX. TPPの活用

世界のGDPの約4割、人口8億人を擁するTPPは、モノの関税の削減・撤廃に限らず、サービス、投資の自由化、知財・電子商取引等幅広い分野で新しいルールを構築。

経済効果はGDP13.6兆円増（2.59%増）、労働供給79.5万人増（1.25%増）を見込む。

署名後速やかに国会に提出し、協定の早期発効に向けて取り組む。

TPPの活用促進

新たに構築されるグローバル・バリューチェーンに中堅・中小企業が主体的に参画。農産品・食品、コンテンツ、サービスも積極的に海外展開。

「新輸出大国」へ

1. 情報提供・相談体制の整備
 - TPPの普及・啓発（セミナー、説明会の実施）
 - 中堅・中小企業のための相談体制をジェット口等に整備
2. 新市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援
 - 総合的支援体制の強化（新輸出大国コンソーシアムの創設）
 - コンテンツ・サービス・技術等の輸出促進（2018年度までに約200億円の放送コンテンツ関連海外市場売上高を目指す）
 - 農林水産物・食品輸出の戦略的推進（2020年の輸出額1兆円の前倒し達成を目指す）
 - インフラシステム輸出の促進（2020年に約30兆円のインフラシステム受注を目指す）

TPPを通じた強い経済の実現

TPP域内で生まれる新たなバリューチェーン構築を我が国が牽引し、グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）へ

1. 貿易投資の拡大を経済再生へ直結
 - イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
 - 対内直接投資の活性化（2018年度までに少なくとも計470件のジェット口による外国企業誘致を目指す）
2. 地域の稼ぐ力の強化
 - 地域に関する情報発信
 - 地域リソースの結集・ブランド化

分野別施策

攻めの農林水産業への転換（体質強化策）と経営安定・安定供給ための備え、食の安全・安心の確保、知財関連の制度整備

X. 対日直接投資の促進

2013年の対内直接投資額は、2012年と比べて10倍以上に増加／

日本で事業展開する外国企業から求められてきた利便性向上を図ることにより、さらにユニバーサルなビジネス環境を目指す

外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束（2015年3月）

1. 言語の壁の克服

小売店

QRコードを活用し、携帯電話で英語など多言語の情報を読み出せる仕組みを構築

飲食店

外国人の利用が多い店舗で多言語のメニューの用意が一般的になるよう目指す

2. インターネット接続環境の向上

無料公衆無線LAN

訪日外国人が、我が国通信キャリアとの契約無しに、街中のいろいろな場所で、簡単に利用できる環境の実現を目指す

3. 地方空港のビジネスジェット受け入れ

税関・出入国審査・検疫（CIQ）

CIQ事務所に対する事前連絡期限が2週間前の地方空港について、1週間前に半減することを検討

4. 外国人子弟の教育環境の充実

インターナショナルスクール

各種学校（授業料への消費税が非課税となるなどのメリットがある）の認可が得られやすくなるよう、都道府県に対し、認可基準の緩和を促す

5. 外国企業からの相談への対応強化

企業担当制

日本に重要な投資をした外国企業に対し、副大臣を相談相手に付ける制度を創設

参考資料 VIII - 4. 岩盤規制改革

国家戦略特区における具体的な取組事例 全国の特区内で既に135の事業を認定（2016年2月時点）

対象区域	改革事例	認定
東京圏 （国際ビジネス、イノベーションの拠点）	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立や、事業開始時に必要な各種申請（社会保険等）、外国人在留資格認定証明書交付申請等、開業に必要な手続きをワンストップでできる窓口を設置 都市計画や事業の許認可等に係る都市計画決定等をワンストップで迅速な手続きを可能とし、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設に立地を促進する 雇用条件の明確化等を通じ、グローバル企業やベンチャー企業等を支援する「雇用労働相談センター」を設置 保育士不足解消に向け、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施 保育サービスの需要に対応するため、荒川区の都市公園内に保育所を設置 旅館業法の特例を活用し、国内外の旅行者やビジネス等の多様な宿泊ニーズに対応 国際的な医療人材を育成するため、成田市において医学部を新設 神奈川県で外国人家事支援人材を受け入れ、女性の活躍推進や家事支援ニーズに対応 	2014年12月 区域計画認定 （2016年2月改訂）
関西圏 （医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援）	<ul style="list-style-type: none"> 再生医療技術を活用し、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等の製造を可能とすることで医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化する 特定の医療機関では、米国、英国、フランス等において承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、先進医療のスピーディーな提供を可能とする 雇用条件の明確化等を通じ、グローバル企業やベンチャー企業等を支援する「雇用労働相談センター」を設置 保育士不足解消に向け、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施 革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用し、治験期間の短縮・開発から市販・承認までのプロセスを迅速化 旅館業法の特例を活用し、国内外の旅行者やビジネス等の多様な宿泊ニーズに対応 	2014年9月 区域計画認定 （2015年12月改訂）
新潟県新潟市 （大規模農業の改革拠点）	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業が、新潟市内の農業者と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、新潟市内において農作物の生産、加工を行う。また、自社や同じ新潟市内において生産された農畜産物を活用し、農家レストランを設置 市内全域の農地について、農地法に掲げる権利の設定又は移転に係る許可などの実施権者を農業委員会ではなく、新潟市長に 雇用条件の明確化等を通じ、農業ベンチャー等を支援する「雇用労働相談センター」を設置 	2014年12月 区域計画認定 （2015年11月改訂）
兵庫県養父市 （中山間地農業の改革拠点）	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域の農地について、農地法に掲げる権利の設定又は移転に係る許可などの実施権者を農業委員会ではなく、養父市長に 民間企業が、養父市内の農業者と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、養父市内において農作物の生産、加工を行う 民間企業が養父市において、地域団体と連携し、古民家等を活用した宿泊施設を営業 シルバー人材センターにおいて、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例を活用し、高齢退職者の就業の促進を図る 	2014年9月 区域計画認定 （2015年10月改訂）

参考資料 VIII - 4. 岩盤規制改革

国家戦略特区における具体的な取組事例

対象区域	改革事例	認定
福岡県福岡市・北九州市 (創業のための雇用改革拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援する「雇用労働相談センター」を設置 M I C E の魅力向上及び更なる誘致促進を図るため、道路法の特例を活用し、賑わい創出のためのイベント等を開催 外国人による創業を促進するため、地方公共団体が確認を行った創業を行う外国人に関する在留資格に係る入国時に求められる要件を緩和 創業者による人材確保を支援するため、国家公務員退職手当法の特例を活用するとともに、人材流動化支援施設を設置 	2014年9月 区域計画認定 (2016年2月改訂)
沖縄県 (国際観光拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 道路法の特例を活用し、各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出 保育士不足解消に向け、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施 	2015年6月 区域計画認定 (2015年9月改訂)
秋田県仙北市 (「農林・医療の交流」のための改革拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業が、仙北市内の農業者と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、仙北市内において農作物の生産、加工を行う 民間企業が仙北市内において10haの国有林野を活用し、森林の新たな価値を創造するとともに、食産業の振興等を図る 特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを短縮 	2015年9月 区域計画認定 (2016年2月改訂)
宮城県仙台市 (「女性活躍・社会企業」のための改革拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動法人(NPO法人)の設立促進のため、仙台市が所管庁として実施するNPO法人の設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間の短縮を行う 保育士不足解消に向け、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施 革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用し、治験期間の短縮・開発から市販・承認までのプロセスを迅速化 	2015年9月 区域計画認定 (2016年2月改訂)
愛知県 (「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 常滑市内全域の農地について、農地法に掲げる権利の設定又は移転に係る許可などの実施権者を農業委員会ではなく、常滑市長に 民間企業が、常滑市内の農業者と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、常滑市内において農作物の生産、加工を行う。また、自社や同じ常滑市内において生産された農畜産物を活用し、農家レストランを設置 特定の医療機関では、米国、英国、フランス等において承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、先進医療のスピーディーな提供を可能とする 愛知県道路公社が管理する有料道路について、公社管理道路運営権を設定し、利用料金を自らの収入として収受させる等、民間事業者による運営事業を実施 生産現場のニーズに対応した人材を育成するため、県立高校専攻科の管理を民間事業者へ委託 	2015年9月 区域計画認定 (2015年11月改訂)